



桐生の企業を 応援します！

中小企業や勤労者のための 制度融資を御利用ください

市では、産業振興施策の一環として中小企業や勤労者向けに小口資金や特別小口資金、経営安定資金、設備資金、季節資金、中心市街地空き店舗活用支援資金、勤労者住宅資金、勤労者生活資金、保証料補助など様々な制度融資を行っています。



申し込み＝市内及びみどり市大間々町などの制度融資取扱金融機関へ申し込んでください。

なお、横浜銀行では中小企業向けの制度融資のみを、労働金庫では勤労者向けの制度融資のみを取り扱っています。

また、農業協同組合とゆうちょ銀行での取り扱いはありません。

詳しいことは、取扱金融機関に有る「制度融資のご案内」を御覧いただくか、産業政策課商業・金融係（☎内線583）へお問い合わせください。

桐生市製造業ガイドの 掲載企業を募集しています

市内で製造業を営む企業とその関連業種の情報を市内外に情報発信するため、市ホームページ内で、桐生市製造業ガイドを運営しています。

掲載のメリット

- ・企業別のページを作成し、業種や加工分野などで検索できます
- ・すでに自社でホームページを所有されている場合には、一定の基準の範囲内で、リン

クを設定できます

・冊子化したものを大都市圏で開催される大規模展示会などで配布します

申し込み＝申請用紙に必要事項を記入の上、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線584）へ。

新規取引先の開拓を支援します

中小企業の新たな取引先の開拓を支援するため、次の補助を行います。

補助を受けられるのは、市内に主要な事業所を置く製造業を営む中小企業者及び小規模企業者で、市税の滞納が無い企業です。

○展示会等出展補助

対象展示会＝県外展示会（ただし、一般公開でないもの、販売を主目的とするもの、国

や県などから出展補助を受けている場合は対象外です。）
補助額＝出展小間料の2分の1で上限額15万円（海外展示会は上限20万円）

○国際認証等取得補助

対象認証＝ISO9001、ISO14001、エコアクション21（ただし、国や県などから取得補助を受けている場合や平成28年度内に認証を取得できない場合は対象外で

す。）
補助額＝審査登録費用の3分の1で上限額30万円

申し込み＝申請用紙に必要事項を記入の上、対象となる展示会や認証の申し込みの写しと概要資料を添えて、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。受け付けは先着順とし、予算額に達し次第終了します。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線584）へ。

海外販路の開拓を 支援します



○台北テキスタイルフェア（TITAS 2016）

台北市で開催される、繊維産業の繊維原料・糸・生地・副資材及び関連サービスを出品対象とした国際見本市「台北テキスタイルフェア」に、昨年引き続き桐生市ブースを設置します。

○東京インターナショナル・ギフトショー

海外を含む多くの企業が出展し、多数の海外バイヤーが集結する国内最大級のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市「東京インターナショナル・ギフトショー」に桐生市ブースを設置します。

いずれの事業も、4月中に市ホームページで募集要領を公開し、参加企業の公募を開始します。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線584）へ。

子育て就労者市内居住奨励金を交付します



市内事業所などの安定的な雇用の奨励と定住の促進により、人口の増加と地域の活性化を図るため、定住を目的として市内に転入する子育て就労者及び当該就労者が勤務する事業所などに対し奨励金を交付します。

子育て就労者で、定住の意思を持って平成27年1月1日以降に転入し、桐生市の住民基本台帳に記載されている市内事業所などに勤務する人
・当該子育て就労者を正規従業員として雇用する市内事業所など

○奨励金額
・子育て就労者Ⅱ中学生以下の子供の人数に5万円を乗じて得た額で上限10万円
・事業所などⅡ子育て就労者と同額

○交付要件
・転入日から5年以上定住すること
・子育て就労者及び当該就労者が勤務する事業所などに市税などの未納がないこと

・子育て就労者が属する世帯全員及び当該就労者が勤務する事業所などが、桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団でないこと
申し込みⅡ所定の申請用紙に必要事項を記入の上、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。
お問い合わせは、産業政策課産業政策係(☎内線584)へ。

桐生市空き店舗活用型 新店舗開設・創業促進事業 補助金

桐生市中心市街地などの空き店舗を改修し出店する人(法人を含む)に、改修工事費の一部を補助します。最大120万円の補助が受けられます。

■補助金額

- ①中心市街地内(本町一~六丁目、錦町一~三丁目、末広町など)に新店舗開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大100万円
 - ②上記①の区域外に新店舗開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大50万円
 - ③上記①の区域内に事業所開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大20万円
- ※このほかに市ホームページに掲載されている空き店舗に出店した場合は、空き店舗情報登録加算として10万円、市外からの転入者については、さらに10万円の加算を受けられる場合があります。ただし、加算分を含めた補助金の額は補助対象工事費の額を限度とします。

■対象経費

店舗の改修に支払った工事費(市内業者に発注したものに限り)です。なお、工事費とは、内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調工事、電気工事など(備品の購入は対象外)の費用です。

■対象要件

空き店舗に出店し、次の要件を満たす必要が有ります。

- ・一階において主たる営業を行うこと
- ・原則として週5日以上営業すること
- ・夜間営業のみでないこと
- ・市内既存店舗からの移転でないこと
- ・開業後、3年以上継続的に経営を行うこと
- ・商工会議所などの経営指導を受けること
- ・①は、出店地域の商店街団体に加入すること
- ・国、県及び市の他の補助金制度の対象でないこと
- ・平成29年3月末までに開業できること
- ・市税を滞納していないこと

■対象業種

①又は②は、小売業、飲食店又はサービス業などで、③は、事務所、事業所などです。

■申し込み

改修工事を行う前に、市役所3階の産業政策課に必要書類を添えて申し込んでください。申込用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課商業・金融係(☎内線583)へ。

新技術・新製品開発補助

新技術や新製品の開発に取り組む中小企業者に対して開発費の一部を補助します。

なお、開発要素がないものや、量産用設備の導入を目的としたものは対象外です。

対象者=市内に主たる事業所を有する中小企業者

補助額=上限額80万円※企業が20万円以上負担する必要があります。

申し込み=5月10日(火)までに、申請用紙に必要事項を記入の上、直接市役所3階の産学官推進室へ。申請用紙は産学官推進室及び市ホームページに有ります。

採択件数=申請内容について、現地調査を含めた審査を行い、4件程度の採択を予定しています。

問い合わせは、産学官推進室産学官推進係(☎内線573)へ。